

支給認定基準について

平成26年5月27日（火）
豊川市 子ども課

1 保育の必要性の認定について

(1) 概要

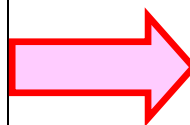
子ども・子育て支援新制度では、実施主体である市町村が、保護者の申請を受け、客観的な基準に基づき、保育の必要性を認定したうえで、給付（施設型給付、地域型保育給付）を支給する仕組み

保育の必要性の認定に当たっては、①「事由」（保護者の就労、疾病など）、②「区分」（保育標準時間、保育短時間の2区分）について、国が基準を設定

(2) 「事由」について

給付の対象となる教育・保育の適切な提供等に当たって施設・事業者に対し求める基準を設定

現行の「保育に欠ける」事由
以下のいずれかの事由に該当し、かつ、同居の親族その他の者が当該児童を保育することができないとみとめられること。
① 昼間労働することを常態としていること（就労）
② 妊娠中であるかまたは出産後間もないこと（妊娠、出産）
③ 疾病にかかり、もしくは負傷し、または精神もしくは身体に障害を有していること（保護者の疾病、障害）
④ 同居の親族を常時介護していること（同居親族の介護）
⑤ 震災、風水害、火災その他の災害復旧に当たっていること（災害復旧）
⑥ 前各号に類する状態にあること（その他）



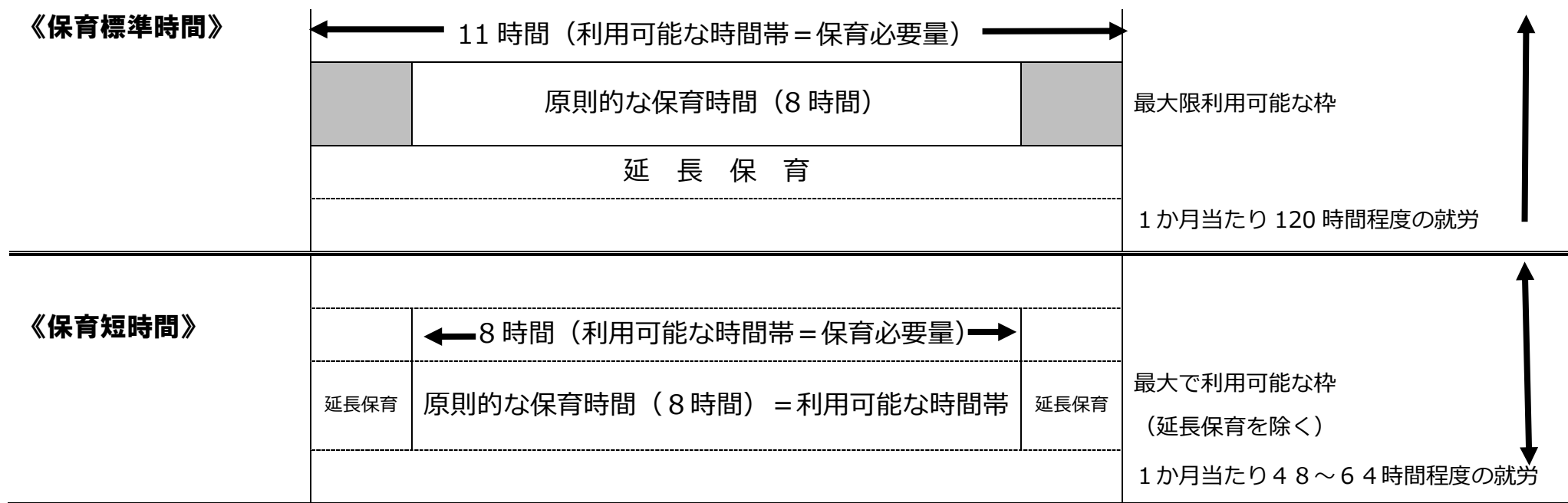
新制度における「保育の必要性」の事由
以下の事由に該当すること 同居の親族その他の者が当該児童を保育することができる場合、その優先度を調整することが可能
① 就労 フルタイムのほか、パートタイム、夜間など基本的にすべての就労に対応（一時預かりで対応可能な短時間の就労は除く）
② 妊娠、出産
③ 保護者の疾病、障害
④ 同居または長期入院等している親族の介護・看護 兄弟姉妹の小児慢性疾患に伴う看護など、同居または長期入院・入所している親族の常時の介護、看護
⑤ 災害復旧
⑥ 求職活動 起業準備を含む
⑦ 就学 職業訓練校等における職業訓練を含む
⑧ 虐待やDVのおそれのあること
⑨ 育児休業取得時に、すでに保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること
⑩ その他、上記に類する状態として市町村が認める場合

(2) 「区分」について

保育の提供に当たって、子どもに対する保育が細切れにならないようにする観点や、施設・事業者において職員の配置上の対応を円滑にできるようにする観点などから主にフルタイム就労を想定した「保育標準時間」、主にパートタイムの就労を想定した「保育短時間」の大括りな2区分を設定

この2つの区分の下、必要性の認定を受けたうえで、それぞれの家庭の就労実態等に応じてその範囲の中で利用することが可能な最大限の枠として保育必要量を設定

【保育の必要量のイメージ】



2 「保育の必要性」の事由について

国 基 準	現 行 の 市 条 例 「保育の実施に関する条例」	市基準（案）
同居の親族その他の者が当該児童を保育することができる場合、その優先度を調整することが可能	同居の親族その他の者が当該児童を保育することができないと認められる場合に行うものとする	
① 就労	（１）昼間、居宅外で労働することを常態としていること。 （２）昼間、居宅内で当該児童と離れて日常の家事以外の労働をすることを常態としていること。	
② 妊娠、出産	（３）妊娠中であるか又は出産後間がないこと。	
③ 保護者の疾病、障害	（４）疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること。	
④ 同居又は長期入院等をしている親族の介護・看護	（５）長期にわたり疾病の状態にある同居の親族又は精神若しくは身体に障害を有する同居の親族を常時介護していること。	
⑤ 災害復旧	（６）震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること。	
⑥ 求職活動	} ※ 内部規則で運用	
⑦ 就学		
⑧ 虐待やＤＶのおそれがあること		
⑨ 育児休業取得時に、すでに保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること		
⑩ その他、上記に類する状態として市町村が認める場合	（７）前各号に類する状態にあると市長が認めるとき	

【現行】保育実施基準

	区 分		実 施 基 準	備 考
1	居宅外労働		月 1 5 日以上かつ昼間 1 日 4 時間以上の勤務をしている	
2	居宅内労働 (自宅内の生活スペースと同じ場所で従事する労働《内職、生活スペース内で従事する自営業》)		月 1 5 日以上かつ昼間 1 日 4 時間以上の勤務をしている	3 歳児以上を対象
3	出産		産前 8 週間の期間内、産後 8 週間を経過する日の属する月の末日までの期間内である	
4	保護者の病気、障害	入院	入院中である	※
		通院	おおむね月 1 0 日以上通院をしている	※
		障害	① 精神障害者保健福祉手帳又は療育手帳の交付を受けている ② 身体障害者手帳 4 級以上の交付を受けている	※
5	同居親族の介護	入院付添	おおむね月 1 0 日以上付添をしている	※
		自宅看護	常時看護をしている	※
		通院看護	常時通院の付添又は介護をしている	※
6	災害復旧		震災、風水害、火災等災害の復旧に当たっている	保育実施期間：災害復旧に当たっている期間
7	その他	① 職業訓練校又は大学等に通学している		保育実施期間：通学期間内又は当該年度の 3 月末日までの、どちらか短い期間
		② 市外の療育施設への送迎を行っている		※
		③ 求職活動を行っている		保育実施期間：3 か月
		④ その他上記に類すると市長が認める場合		

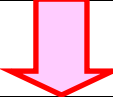
※ 保育の実施期間は、当該年度の 3 月末日まで

【現行】保育実施基準の特例等

	区 分	実 施 基 準	備 考
1	虐待やDVのおそれがあること	児童福祉法第26条第1項第4号の規定に基づき、児童相談所長から「保育の実施等が適当であると認める」旨の報告又は通知があった場合	
2	育児休業取得時に、すでに保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること	【育児休業に伴う入所の取扱いについて（平成14年2月22日付け雇児保発0222001号） 家庭での保育は子どもの育成の上で重要なことであるが、保護者が育児休業することとなった場合に、休業開始前、すでに保育所へ入所していた児童については、下記に掲げる場合等児童福祉の観点から必要があると認める場合には、地域における保育の実情を踏まえた上で、継続入所の取扱いとして差し支えないものである。 ① 次年度に小学校への就学を控えているなど、入所児童の環境の変化に留意する必要がある場合 ② 当該児童の発達上環境の変化が好ましくないと思料される場合	2歳児以上

3 支給認定基準と認定区分の関係について

	保育の必要性 な し	保育の必要性 あ り
3 歳以上	<u>教育保育標準時間認定（＝1号認定）</u> 【利用する教育・保育事業】 ・ 幼稚園 ・ 認定こども園（幼稚園部分）	<u>保育認定（＝2号認定）</u> 【利用する教育・保育事業】 ・ 保育所 ・ 認定こども園（保育所部分）
3 歳未満	<u>認定なし</u> 【利用する教育・保育事業】 なし	<u>保育認定（＝3号認定）</u> 【利用する教育・保育事業】 ・ 保育所 ・ 認定こども園（保育所部分） ・ 地域型保育事業



保育短時間 1日、最大8時間の 保育利用が可能	保育標準時間 1日最大11時間の 保育利用が可能
--------------------------------------	---------------------------------------



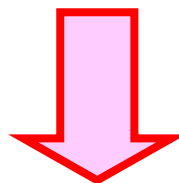
「就労の下限時間」の設定が必要となる。

4 区分、保育必要量

保育短時間の就労の下限時間について

国 基 準	現行の取扱い
1 か月当たり 4 8 時間以上 6 4 時間以下の範囲内で、市町村が地域の就労実態等を考慮して定める時間	1 か月当たり 6 0 時間 (1 日、 4 時間以上、かつ、 1 か月、 1 5 日以上)

現行の取扱いとして、就労の下限時間を 1 か月 6 0 時間としていること。
平成 2 6 年 4 月 1 日現在の保育所入所率は 98.72%、国の定義に基づく待機児童は 0 名だが、途中入所を希望する 3 歳未満児については、入所が厳しい状況であること
などを踏まえて、保育短時間の就労の下限時間を定める必要があります。



豊川市の対応方針として

就労時間の下限を【 】時間とする。